長浜市告示第２０１号

令和７年度国民健康保険料率（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率及び一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率並びに介護納付金賦課額の保険料率）を次のとおり決定したので、長浜市国民健康保険条例（平成 18 年長浜市条例第 98 号。以下「条例」という。）第１７条第３項及び第２２条の５第３項並びに第２７条第３項の規定により告示する。

令和７年４月１日

長浜市長　浅見　宣義

１　一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率（条例第１７条第１項各号）

所得割	６．７０％
被保険者均等割	２７，５００円
世帯別平等割	１９，５００円

２　一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率（条例第２２条の５第１項各号）

所得割	２．７２％
被保険者均等割	１１，４００円
世帯別平等割	７，８００円

３　介護納付金賦課額の保険料率（条例第２７条第１項各号）

所得割	２．３９％
被保険者均等割	１１，５００円
世帯別平等割	５，７００円